

令和2年9月定例総会

令和2年9月4日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

令和2年度第6回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年9月4日(金) 午前10時～10時45分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	岡田 弘重
	2番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第2号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について
議案第3号 非農地証明の審議について
議案第4号 その他の件について
①次回開催日
②その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係	田邊 元寛

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、9月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。
本日は遅刻欠席共にありません。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第2号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について
議案第3号 非農地証明の審議について
議案第4号 その他の件について

以上の審議をお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として
2番 岡崎 委員
3番 山本 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは
議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について
担当者の説明を求めます

事務局
(岡田)

はい、説明してまいります、2ページをご覧ください。
農地法3条の分でございます。この議案は、大月町と土佐清水市で、農地を購入して、下限面積の3反を超える農地として、売買等を行いたいというものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。
譲渡人、譲受人は記載のとおり、土地の所在は記載のとおり、登記、現況とも田。面積は両方合わせて1,318㎡。対価は30,000円の売買です。
下の方をご覧ください。譲受人ですが、現在、農地等を持っておりません。申請地、先程説明しました、1,318と、大月町で2日に審議をしていただいた、2,488合わせて3,806㎡の下限面積を上回る農地を所得したいということです。
農作業日数は、133日で申請があがっております。
機械の保有ですが、トラクター1台、耕うん機1台、防除機となってる状況です。
次のページをご覧ください。位置図でございます。
先ほどの説明もありましたが、遠奈路の上野委員の川向こうの土地でございま

が、現在は草刈り等はしているようですが、草が生茂って生えている状態です。で、右側の上の写真ですが、赤い鉄板が見えると思いますが、ここの農地に渡るためには、この鉄板を渡っていかざるをえません。入口の農道も軽トラが通れるようなものになっておりませんので、入って作業をするためには、かなり荷物を運ぶにしても、手押し車、または、耕うん機等も運べるような耕うん機、ではないと、鉄板も結構傷んでますので、結構苦しいような状態でした。

次のページ、4ページをご覧ください。3条の調査書になります。

まずは、全部効率利用ですが、大月町に2,488㎡、土佐清水市に1,318㎡でレモン栽培を予定しており、農地全てを利用する意思がある。とみなしております。

農業法人以外の法人ですが、個人ですので該当はありません。

信託ですが、信託ではないので該当なし、としております。

農作業従事の日数ですが、夫婦2人で作業に当たることと、レモン栽培でありまして、必要常時日数が300時間/反当り、これが、文旦とか小夏の部分で計算させていただきました。これ、振興センターに確認したのですが、作業日数に換算すると約38日/反当り、必要なものと思われまして、3反ですので×3倍で妥当な線ではないかと、事務局では試算しております。

下限面積のところでございますが、大月と土佐清水市を合算すると3反超えますので、これも該当しない。と判断しました。

転貸の禁止ですが、そこは、許可申請により、所得の後、耕作するという意思がありますので、その確認をしております。

近隣の農地の調和でございますが、農地の発展に寄与すると、鳥獣被害対策にも協力すると確認しております。

5ページをお開きください。審議に必要なになってくる、重要な部分ですので、ちょっと抜粋させていただきました。

農地法の関係でございますが、(1)のところで黄色い線から、(2)のところで書いておりますが、赤い、下の方ですね、当該農作業に要する日数が、年間150日未満である場合であっても、農地を行う限り、権利所得者等が従事していればかまん、という主文がありますので、150日に足らなくても状況によっては認められるという一文がありますので、そこの判断が必要になってくるかと思っております。

で、欄外に振興センターの聞き取りを書いてありますが、まあ、文旦での労働力計算ですが、300時間が反当りで、38日が、まあ、1反当りの年間従事日数と、で、3反ですのでという部分での計算で行くと、申請に書いてありますが、133日、150日を割りますがこれで妥当かという議論が必要と思われまして。

で、先程説明にもありましたが、もう一点議論が必要ながは、農地へのアクセスが、非常に不便であることと、効率的な営農ができるかどうか、という部分がありますので、その2点が本市での議論となります。

で、なお、補足の説明といたしまして、大月町で2反の農地の部分の情報をもらいましたが、この部分については、大月の市内の近くで、非常にアクセスの良いところでございまして、うちとはまた別で、農業としては、やりやすいような状況でし

たので、ちょっと報告いたします。以上、審議をお願いいたします。

中山会長

すみません、大月の土地は取得、買うがですか、借りるがですか。

事務局
(岡田)

買うがです。買取です。

議長
(中山会長)

以上で、説明が終わりました。担当委員の説明があればお願いします。

上野委員

はい、説明します。所在地は自分とこの真ん前になります。耕地全部、西南豪雨で流されてしもうて、再度復旧してもろうた土地です。で、自分が小作で作りよったがやけんど、西南豪雨後はもう、よう作らんけんということで返しました。

で、現在、今の橋が写ちようがやけんど、縞鋼板張ってもろうちようがやけんど、非常に薄いかにね、今もう、5枚ぐらい腐っしもうちようがよ。下からこう受けちようがやけんど、まあ、これをもう2cmぐらい厚い手のをやったら、まあ、何とか軽い耕うん機やったら可能、車は全然入りません。以上です。

議長
(中山会長)

以上で、説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は挙手のうえお願いします。

横山委員

この土地につきまして、今、上野さんから説明がありましたが、西南豪雨で流されて、また耕地として整備されて、それ以降作られてないがですか。

上野委員

はい。

議長
(中山会長)

その他ありませんか。

山本委員

はい、今説明受けたがですけど、譲受人の方はとてもエネルギーな方で、その橋を渡って苗とかも運ぶと思うんですけど、重機が通らん道とか、最初のころは、若い時はできても、その後の若い人は大変やと思うがですけど、この橋なんとかなりませんかね。

上野委員

ねえ、まあ、車が入るいうたら、橋をちょっと……。

山本委員

橋を直したらここからは、車は通れるがですか。

上野委員

まあ、対岸の方はかまんがやけんどね、こっこの市の降り口らも、ちいと直さんとよ、もう、橋に架かるところで、クルリっと、ちょっと回らないかんけんね、だいぶ広に要るがよ……。

山本委員 無理ですかね。

上野委員 無理やね。

山本委員 なんか危険なので、ちょっと心配してます、この橋でなんかあったら…。

中山会長 ちょっとえいですか、あの、あれやないろうかね、その、ほんとに作る意思があつて作るがやったら、橋も直すとか、重機というか機械が入らんぐらい、こんな1反余るような土地でよ、できるがやないろうかと判断するがやけど。

上野委員 機械が入らんかったらとてもやないけど…。

山本委員 この橋はどれくらいの高さがありますか。

上野委員 幅は2mぐらいあるがですけど、鉄板は薄いし…。

黒原委員 確認ですけど、県の幡多農業振興センターの方から確認事項がありまして、計画とか、費用とか適正かどうか、その辺どうやったろうか。

事務局
(岡田) 事務局説明します。計画書に上がっている計画では、問題はないと判断できますが、ただ、その計画が履行できるかどうか、というところの審議が重要になってくると思われます。
申請者ですね、本業としては、水道工事等のものをやっております。
ご夫婦でやっております、その傍ら農業をするという形になりますので、本当に、この133日間の農作業日数が可能なかどうか。という部分が、まず審議の必要があると思われます。
それとですね、レモンですので、植えた時はかまんがですけど、今度収穫になってくると人出が要るようになります。そこまでの手入を本当にできるのかどうかを、先程も言いましたが、本業と農業との両立のところも含めた話は、本当にできるのかという部分が一点、先程から議論になっている、農地へのアクセスですね、近くで機械が入れると、本当に簡単にできるがやけど、ちょっと難しいような圃場ですので、そこもできるかっていう部分に委員の皆様の意見が必要なのかなと、思っております。

山本委員 ○○さんは以前、サツマイモを栽培して、ヒガシヤマを作りようと聞いたことがあるがですが、それを全部やめられて、レモンをするがですか。

事務局
(岡田) はい、事務局。自分が知っている認識の範囲でお答えしますが、道の駅の当初、運営に関わっていたいた方でして、その話を聞いた覚えがありますが、現在その、

お芋等はやってないような気がします。ただ、仮にやってたとしても、豚等を飼っておりしますので、エサになったような、そんな認識です。

議長
(中山会長) いいですかね。
他に何かありませんか。

その、橋を直すとか、そういう話は聞いてないですか。改修したいとか。

事務局
(岡田) はい、事務局で確認したところでは、使えるであろうという認識で、乗用じゃなくて、手押しの耕うん機じゃなくて、管理機等で対応したいというがですけど、この草の状況からみて、草刈った後のが結構大変だなあと、いう思いはありました。

議長
(中山会長) 担当者としての意見はどうでしょうか。

上野委員 最初、一番目に重機が入らんとね、こんまい耕うん機じゃね、とてもやないけどよう作らんで。

議長
(中山会長) はい、分かりました。
その他、聞いてみたいことはありませんか。

岡崎委員 ○○さんよね、今、本業の水道工事やら家の解体やらしてますわね、それで、先程事務局も言っていたように、130日以上 of 農作業に従事というのが、できるやろうかと思うて、レモンはもう、すぐに植えるがですか。

事務局
(岡田) はい、事務局。はい、定植したい意向は確認しております。大月と合わせてということです。

岡崎委員 荒れたとこ拓いて、耕作してくれるということは、ほんまにうれしいことですけど、先程、上野さんが言っていましたように、重機を入れて圃場を整地せんといかんと、自分とこで重機持ちちょうがじゃないですかね。

上野委員 重機は持ちちょう。

岡崎委員 例えば、川をね、どっかから川を渡って、というような方法ではできんろうかね。

上野委員 川は狭いけんね、仮に、土砂盛って、向こう側に上がるには上がるろうけんども、それも撤去せないかんけんね、入って済んだら、やけんそのう、今の橋が架かっちようところが、のおん悪い所やけん。

岡崎委員 まあ、自分とこで重機を持ちよるということで、しょう思うたらできんことはない。

議長
(中山会長) その他、ないですか。
今、岡崎君も言うたように、耕作放棄地を耕作してくれる言うことやけん、ええこととは思うけんど、一方、農地を取得するための、ための土地を3反以上にするということで、金額的にも、30,000円という安い金額やけん、例えば、耕作放棄そのままで、自分が農地取得して、3反以上の農地にして取得するということも、考えられんこともないと思うけん、そこら辺り……。

黒原委員 ように分かんがですけど、レモンを植えるに、耕うん機でかなりたたかんといかん？植えるとこだけ耕してというようなことは……。

事務局
(岡田) すみません、植えた方もいっぱいおる中で、大変恐縮ながですけど、振興センターに聞いたところによると、やっぱり土づくりが大事やと、最初の、草刈りをして、まあ土を起こして、もとななる肥料ですかね、ことから、ちゃんとやっちゃった方が、後々の管理がしやすいね、ということでした。

黒原委員 僕の感覚では重機入れて混ぜんち、そこだけでやって、他のところは、草刈りだけという、そういう方式やったら、十分できると思うけんど、そうやなしに、大型の耕うん機入れて混ぜて、というがやったらできんがやないろうか、というイメージがあるがやけど。そこら辺の判断がつかんがやけんど。

議長
(中山会長) そうですね、まあ、作り方にもよるがやけんど、事務局もね、そこまでは聞いちゃらんと思うけん分かんと思うけんど、それはもう、皆の判断で、今日は判断するしかないがですけど。

事務局
(岡田) すみません、事務局から一つ、こういうことを聞いてみたい、という形で、今月の案件からは、ちょっと置いておいて、確認して、翌月上げる方法も考えられると思われます。そこも含めて、今日必ず採決して、じゃない方法もありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(中山会長) 今、事務局に聞いたようながで、他に聞いてみたいこと、来月に回すか、そこら辺も聞きたいと思ひます。

池委員 大概のところがね、圃場整備されちようけん、それほど、思うほど、下はそんなに悪いことはないと思うけんどね、たぶん農地として圃場整備しちよるわけやけん。災害時に、そんで、この写真を見る限り、草やんね、これ、今言いよった鉄板の橋の付近に、木みたいな小さいもんがあるけんど。

議長
(中山会長) これは、事務局、この木が生えちよう、杉の木1本生えちようところ、これは面積に入ってますか。木のところは違いますか。

事務局
(岡田) 木の向こう、ちょっと段が高くなってるのですが、木の向こうから…。

池委員 災害時に圃場整備をしちようがやけん、多分、作れるような状態には直しちようと思うけんどね。まあ、そういうでも、判断は難しいと思うけんど。

弘田委員 それでもやっぱり、見てかまん思うて買うがやと思うけんね、そこら辺りのとこも考慮しちやらないかん。これで、いかんというのは……。今度にしたらどうやろう。

議長
(中山会長) 全員が行かんでも、何人か現地行って、上野君が現地分かちちようけん、まあ、一人の判断では難しいような感じを受けたけん、何人かで現地確認行きますか。

上野委員 あのね、用土がね、たびらのたまりの土が入ちちようわけよ、ほんでこれはね、水加えたら、トロトロになる、乾いたらカチカチになる。なんちゃあそんな普通のこんまいもんじゃあ、とてもやない歯が立たん。ほんで、うんと硬いけんね、ほんで、緩んじょらんけん。
ほんで、最近あった、大今。三崎のね、水族館の山手のね、あころも結局、たまりを用土に使うちちようけん、乾いたらもう硬とうて、こんまい耕うん機あたりじゃ、とてもやない、こたえん。カンカンになるがやけん。

池委員 今のその、上野君の話聞いたらやね、レモンを植えたりなんだりするの、あんまり適せんような土やと思うけんど、そうやったらね。
まあ、その状況が分からんけん、見に行ったらえいがやない。

議長
(中山会長) そしたら、見に行きますか。現地見てから、せっかく買いたい、作りたい言いよるに、ただ、自分らが見んずく、そういう話だけしてもいかんと思うけん。やっぱり現地見て、来月の総会の採決にしようか。
事務局をお願いします。
その、橋が問題やいうことになったやいか、車も入らんし、そういうことで、本人に橋を直す気が、できるような考えか確認してもらいたい。

事務局
(岡田) すみません、じゃあ立会をするのであれば、本人にも同席という方法でもできますけれど。

議長
(中山会長) 現地確認をするのであれば、その時に本人に来てもらうようにしましょうか。

池委員 その方が良いがやない。

山本委員 今、上野委員とががおっしゃった土質とか、そういったことも教えちゃって、知っ
ちようかもしれないけど、知らないかもしれんので、そういうことも言ったうえで、
やっぱり、機械は入れないかんと思う思うがですよ、それで、話をどうしていく
か、機械を持っている方なので、旦那さんがやるっていうかもしれないし、それやっ
たら、全然大丈夫だと思います。

議長
(中山会長) じゃあ、今回この件については、保留にして、来月の審議までに現地確認をして、
それから、その時に、本人にも来てもらうて、説明してからにしようか。

事務局
(岡田) 日にち的などころの目安は、…。

議長
(中山会長) 全員行かんでも良いと思うけん、まあ、来れるもんだだけで、現地確認したらどう
ですか。
出欠はどうしょう。今月末までにするか、まあ、自分らの都合もあるけど、相手
の都合もあるけん、何日ぐらいにっていう設定はしちよかないかんことないかね。

池委員 農業委員の方になるかね、推進委員の方が数がようけんど、相手方の日にちを
先に聞いた方がまっと、こっちは何人か、全員が行かんでも、出席者、出席できる
方が出席してもうという方式やったら、向こうに、先に日にちを聞いた方が良いが
やないろうかね。全員が行かないかんとなってきたら話は変わるろうけんど。

議長
(中山会長) 事務局、良いですか。

事務局
(岡田) はい、意向確認して周知するようにしますが、全員で行くのかのところ、例えば、
まあ、下川口だけの委員さんで行くとか、農業委員さん5名で行くのかとか、とい
う段取りにもせないかんと思いますけど。
行く行かんの調整と、また、あれになるので、このメンバーで行きましょうか。と、
固定していただいたら、段取り早くなりますけど、そこらへん会長、取りまとめ、お
願います。

議長
(中山会長) どうしましょう。いける人は全員行ってもらうて、農業委員、推進委員かく行って
もらうようにしてよね、一応、日付が決まったら、言うてもらって、その日に行ける
人に行ってもらうようにしようか。どうですか。

委員 はい。(賛成の声)数名

議長
(中山会長) じゃあ、そのように。

事務局
(岡田)
議長
(中山会長)

分かりました。

じゃあ、この件については保留ということで良いですか。

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について
担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、6ページをお開けください。4条の案件でございます。

申請者でございますが、住所は記載のとおり、年齢が74歳、職業、無職の方でございます。

土地です。土地の所在は記載のとおりです。地目の方確認してください。1筆は登記畑、現況畑でございます、1筆は登記宅地、現況畑という形になってまして、そのうちの一部、面積のところを確認していただければいいと思いますが、全部ではなくて、一部を4条で動かすという申請でございます。なぜかと申しますと、申請者、静岡に住んでいますが、田舎に帰ってきて自宅を建てたいと、いうものでございます。以前宅地が建ちよった部分と、畑のまま残っちょった部分がありまして、その畑の部分も含めた新しい家を建築したいというものでございます。

で、資金ですが、適用の中ほどですが、まあ、建築費等は記載のとおりでございまして、自己資金で建てたいとの申し出です。通帳等での残高確認もできております。後でまた説明します。1枚めくってください。

場所でございますが、上野の集落に入って、新しい三原に行く道が抜けておりますが、区長場に上がる道と、下の道との間に係る赤く囲った農地でございます。ただ、一点。写真の右側、右上をご覧ください。進入路があると思います。この土地に向かって、たんなる進入路ですが、許可を得ずに、先に農地なのに道を付けてしもうた、という経緯がございまして、顛末書を付けた申請になっております。

8ページをご覧ください。家の設計の図面でございますが、このような形で、先程写真で見た進入路から、車が入れるようにした状態で、宅地で残ってる部分と、畑の部分に合わせて、家を建てたいという申請でございます。

次の9ページが、平屋建ての家というイメージが分かるよう、図面を付けさしてもらいました。

で、10ページのA3の用紙でございます。これは、事務局が意見書として案を作成したものでございます。

住所の所在等や申請者の名前等の記載は、先程説明したとおりです。

面積が528.71㎡のうち291.9㎡を、今回の4条による申請をしたいというものでございました。

許可基準に関するところで、用紙の中ほどの左側でございますが、農地区分の転用目的として、周辺に3種農地を含む代替地はないため適当と判断しました。

資金力でございますが、先程説明したように自己資金による、通帳の残高証明

の添付も確認しまして、適当と認めます。

で、4番目です。申請に係る用途に遅滞なく供することが确实である、ということで、計画、建築の計画を見て、適当と判断しました。

行政庁の許可のところでございますが、建築確認申請準備中ということで、許可ももらえるということが、确实でございますので确实としています。

農地以外の土地の利用見込みというのは、宅地として利用するのを確認できましたので确实と判断させていただきました。

計画面積の妥当性ですが、公図、その他の資料により、申請面積は妥当ではないかという判断をいたしました。

宅地の造成のみを目的とする場合、というところですが、進入路を先に造成を行っていたが、始末書を添付しておりますので、これも適当と判断しております。

周辺農地の営農状況への影響ですが、周辺農地の所有者の同意もあり、支障はないと判断しました。

一時転用である場合の妥当性ですが、一時転用ではないため妥当と認めております。

で、後、下のところになりますが、申請地に係る土地等の関係でございますが、計画区域内でございますが、農振地域内、農用地区域外と判断して、以上の意見書を県に提出してよろしいか。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(中山会長)

以上で、説明が終わりました。地区担当委員より説明があればお願いします。

弘田委員

事務局から連絡がありまして、現地確認に行きました。説明のとおりですが、大変素晴らしい所で、よろしく願いします。

議長
(中山会長)

以上で、審議についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。

何かありませんか。

委員

ありません。

議長
(中山会長)

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、
議案第3号非農地証明の審議について

2件ありますので、①についての説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、事務局から説明します。11ページをご覧ください。
まず、非農地証明の1つ目でございます。申請人は記載のとおりでございます。土地の所在は記載のとおり、登記は畑、面積は468㎡となっております。
申請地は、昭和50年頃から耕作をやめて、現在は山林状態となっております。場所でございます。位置図をご覧ください。左の大きい図ですが、幡陽小学校のところで旧道と、消防に向かう新しい道が分かれていると思いますが、そこから消防の方に上がってもらって、この、黄色で囲ったところでございます。
現在は、本当にもう、右の写真2枚のように、山林のようになっております。池田委員に行ってもらっておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば申し上げます。

はい、池田委員申し上げます。

池田委員

先月8月の28日に、事務局と現地を身に行きました。
旧国道を幡陽小学校から100mほど行ったところの右側で、人もほとんど入っていないような荒れ地の状態で、写真を見たら分かるように、木とかも生え山林のようになっていました。とても農地に復元することは難しいがやないかと思いました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長
(中山会長)

以上で、審議についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。

何かありませんか。

議長
(中山会長)

ないようですので、これより採決に移ります。
議案第3号 非農地証明の審議①について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に、
非農地証明の審議②について
説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、事務局から説明します。12ページをご覧ください。
非農地証明の②でございます。申請人は記載のとおりでございます。場所

ございますが、記載のとおりで2筆、登記地目は両方とも畑となっております、面積は記載のとおりでございます。

写真をご覧ください。土佐清水市の本当に一番大月よりの、脇ノ川のところになります。えーと、道路沿いに車屋さんがありまして、その裏の、旧道の山林側の石垣の上の部分となります。

現況ですが、宅地が間に挟まっておりして、その両方が畑として残っているような、状態の農地でございます。現況は山林からの枝が伸びてきて、草もボウボウのような状態で、これを非農地として申請してよろしいか、ということで問い合わせがございました。田邊委員に現地に行ってもらってますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長
(中山会長)

地区担当委員より補足説明があればお願いします。

田邊委員

9月24日に現地確認に行っていました。今、説明のあったとおりで、特に問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議長
(中山会長)

以上で、審議についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は、挙手のうえお願いします。

何かありませんか。

あんまり、見たことのないようなとこやけん、気を付けてみたこともないと思えますけど、何か意見はありませんか。

委員

ありません。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは次の移ります。

議案第4号 その他の件について

①として次回開始日について

次回の定例総会は、令和2年10月6日(火曜日)午前10時から
会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

②その他の件について

その他、定例総会でなんか、これで聞いてみたいことはありませんか。聞いてみたいこと、意見がなんか、やってもらいたいこと、気の付いたことがありましたらお願いします。

ありませんか、ないようですので、定例総会を終了し、農地パトロールに向けた話し合いをしたいと思います。